あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２４年６月号

www.o-souzoku.net

発行：2012.6.1

司法書士 藤井真司事務所
〒810-0072
福岡市中央区長浜２丁目５番
港ビル２０３号
TEL：092-713-4900
司法書士　：　藤井　真司

こんにちは。司法書士の藤井です。
梅雨に入る季節です。雨が少ないと水不足が心配されるだけに、「恵の雨」と思えば傘を持って出る毎日も悪くないものです。最近は、カラフルなレインコートやレインブーツとやらが人気のようで・・、「合羽や長靴もオシャレになったものだ！」と感心するばかりですが・・暗く沈みがちなこの時期に街並みが明るくなっていいですね。

子供がいなければ相続はカンタン？　～家族の絆を考えるシリーズ第二段～

今回の相談者は、田中　光江さん（仮名）。光江さんは、市内に家を持ち、長年連れ添った旦那さんの（仮名）秀夫さんと二人で暮し。二人の間には子供はなく、かけおち同然で結婚したためどちらも親戚づきあいはほとんどなかった。そんなある日、秀夫さんが心臓発作で突然の他界。光江さんは一人きりに・・。
残ったのは、自宅の土地と建物だけ。とはいえ、わずか４０坪の土地とはいえ、金額にすれば３０００万、家と含めて５０００万円の遺産。光江さんは、当然その自宅をそのまま相続するものと思っていた。

「４９日も過ぎて・・相続の手続きをしにいったら、秀夫さんには６人の兄弟がいることがわかりました。でも、音信不通でどこにいるかもわかりません。このままでは、家と土地の相続ができないと言われ・・いったいどうしたらいいでしょうか？」

たしかに、光江さんにとってはやっかいな事態である。子供がいない場合は、配偶者が４分の３、兄弟姉妹が４分の１ということで相続分がある。そして、もし自宅を自分のものにするには、遺産分割協議書をつくり、相続人全員にハンコをもらわなければならない。しかし、やっと探し当てたとしても、疎遠な親類から「ハンコを押してください」と言われて簡単に押すだろうか？
今回の光江さんのケースは、兄弟を探すところから始まったが、中には「相続分があるならお金をくれ。もらわないとハンコを押さない」という人まででてくる始末。

ご主人が亡くなった今、年金暮らしの光江さんに支払える余裕はない。そこで家を売却しようと考えるのだが、売却するにも全員のハンコが必要ということで、解決までにあまりに長い年月を要することになったのである。

しかし、これは亡くなった夫の秀夫さんがたった一言「妻光江に自宅と土地を全部相続させる。」と残しておけばすべて防げたことなのです。長年連れ添った家族を悲しませないためにも準備はしておきたいものですね。

ちょっと豆知識

相続の順位は？

※配偶者は常に相続人となります。

第１順位　子（養子を含む）
第２順位　直系尊属（父母・祖父母）
第３順位　兄弟姉妹

※後順位の人は、先順位の人がいないときに限り相続人となります。